

庁内提案の検討状況

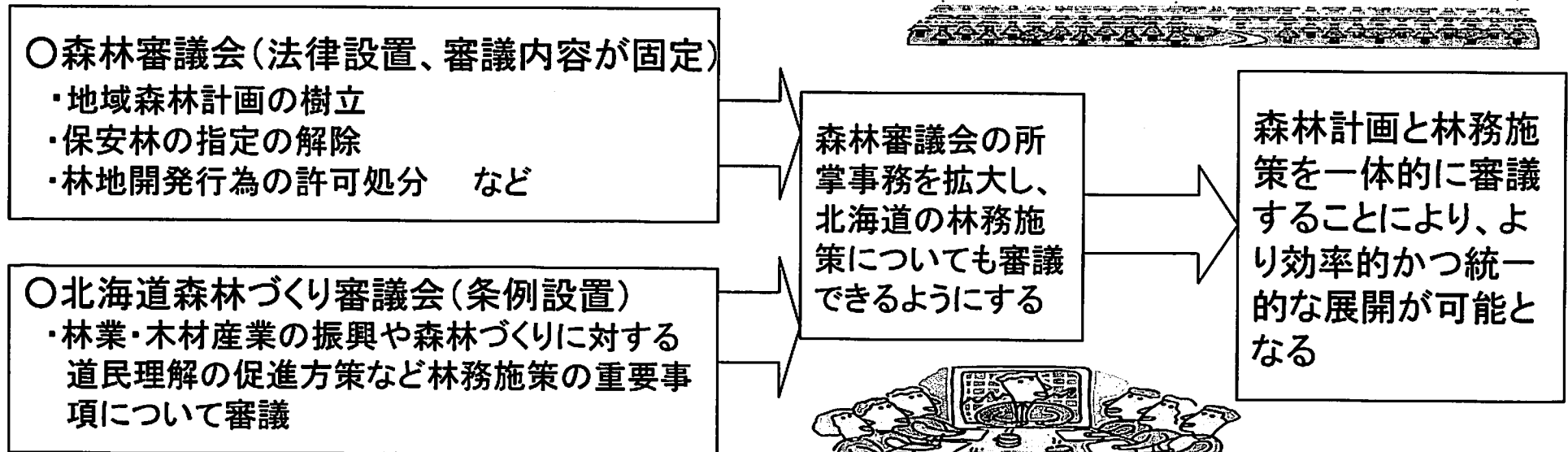
- ① 森林審議会の所掌事務の拡充
- ② 人工林資源の的確な管理体制の構築
- ③ 国土利用の規制権限等の一括移譲
- ④ 北海道らしい循環型社会の形成
- (⑤) 地域限定通訳案内士制度の試験に関する基準の緩和 (P)
- ⑥ シルバーウィークの設定(北海道・秋のゴールデンウィーク)
- ⑦ 広域中核市制度の創設
- (⑧) 自治のかたちを自ら決める(地方自治法の規律密度緩和) (P)
- ⑨ 町内会事業法人制度の創設
- (⑩) 緊急自動車の指定要件の拡大 (P)

森林審議会の所掌事務の拡充

【検討状況】

- 北海道では、森林法第68条に基づき森林審議会を設置しているが、その所掌事務が第68条第2項の中で地域森林計画の樹立や保安林の指定の解除、林地開発行為の許可処分などに限定されている。
- その他の林務施策に係る事項については、別な審議会(北海道森林づくり審議会)を設置して対応しなければならない状況にある。
- 森林施策全体を計画からその実効性まで一体的に審議することは、効率的かつ統一的であることから、地域森林計画と「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議できるよう、森林審議会の所掌事務の拡充を行う。

【提案に向けたイメージ】



人工林資源の的確な管理体制の構築

【検討状況】

- 人工林資源の充実に伴い、民有林の人工林は、育成段階から利用段階に移行するとともに、海外からの木材輸入量の大幅な減少の影響もあり、道産木材の需要が高まっている。
- このため、カラマツ人工林を中心に、伐採量も急激に増加するとともに、丸太での道外移出が増加しており、森林資源の保続と公益的機能の低下が懸念される。
- このため、将来の資源の保続が危ぶまれる樹種は伐採量を規制するとともに、丸太の移輸出を抑制する必要がある
- 資源管理の観点からは、道、市町村がそれぞれ森林計画を策定するのではなく、地方公共団体が一体となって計画を策定する必要がある

【提案に向けたイメージ】

人工林資源の適確な管理に向けた伐採抑制



■森林計画制度(全国一律)
・全国的な課題である森林整備の推進が主目的

■森林施業計画の認定基準
・全国一律の認定基準

■伐採届出による伐採
・伐採量の制約はない

■生産された材の流通
・規制はない

特例措置
権限移譲

■道独自の「森林資源管理計画」を策定
・資源管理を主目的とした計画の策定
・樹種別の伐採限度面積を設定

■認定基準に樹種別の伐採量を追加
・道独自の上乗せ基準

■道独自に樹種別の伐採量を規制
・伐採届出による伐採限度枠を設定

■移輸出を許可制
・年間の伐採量が計画量を上回る場合

伐採限度量を超えた場合は
伐採を抑制

伐採限度面積
(資源の保続が危惧される限度面積)

規制対象

伐採可能面積

伐採量の規制
移輸出の規制

従来どおりの伐採が可能

国土利用の規制権限等の一括移譲

【全国知事会等の意見】

- 全国知事会などにおいては、国土の利用に関し、農地等に関する権限移譲や都道府県に属する権限への国の関与の廃止を求めるべきと議論されている。
- また、権限移譲等についての意見が市町村からも多く寄せられている。

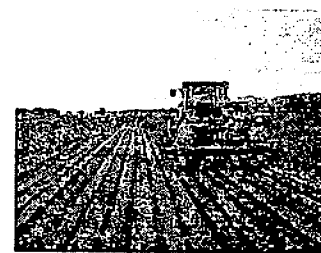


【検討状況】

- 土地利用に関しては、国は基本的枠組みを法律で定めるに止め、相互に関連する権限の北海道への一括移譲や国の関与の縮小を図るべきとの立場で検討を進める。
- 国土利用の規制権限は、基本的に都道府県の権限とされているが、その決定に当たって法令で規定されている関係大臣との協議や同意などの国の関与について、廃止すべきとの立場で検討を進める。

【相互に関連する法律】

- 国土利用計画法
- 都市計画法
- 農業振興地域の整備に関する法律
- 農地法
- 森林法
- 自然公園法
- 自然環境保全法



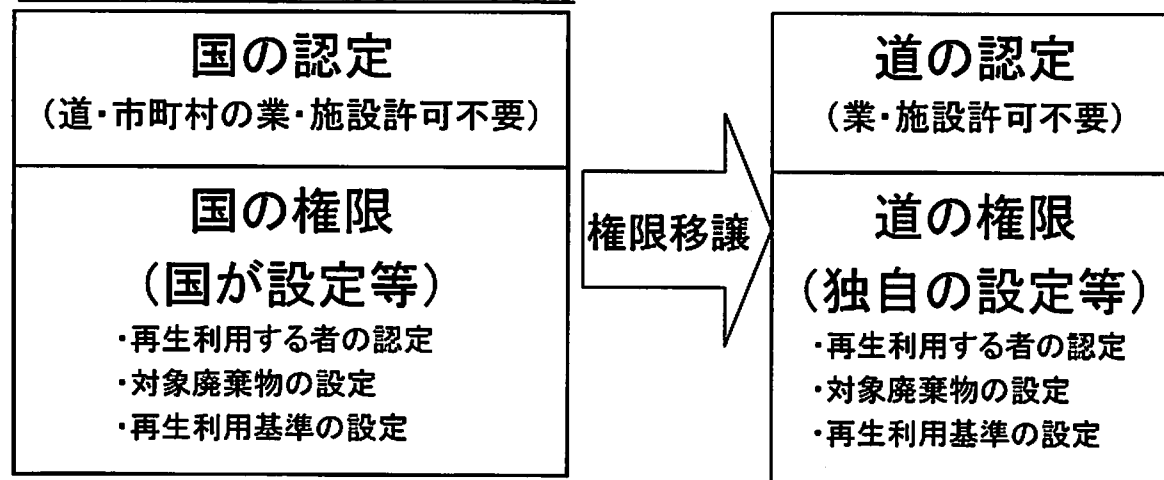
北海道らしい循環型社会の形成

【検討状況】

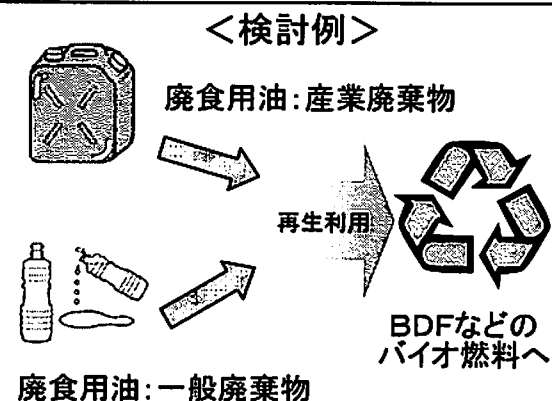
- 北海道らしい循環型社会の形成に向けて、廃棄物の再生利用(リサイクル)や地域の環境に配慮した事業活動等の推進が重要。
- ＜再生利用の認定権限の移譲＞
 - 廃棄物の再生利用には廃棄物処理法に基づく許可が必要だが、許可権者が複数で手続きも煩雑等の課題がある。
 - 地域の実情に応じた再生利用の推進が必要。
- ＜廃棄物処理施設の設置許可基準の移譲＞
 - 設置許可の基準が全国一律 → 基準の決定権限の移譲により道独自の基準に基づいた環境保全の推進が可能。

【提案に向けたイメージ】

1 廃棄物の再生利用の特例



対象廃棄物の追加など、地域の実情に応じた再生利用が可能に



2 廃棄物処理施設の設置基準



水道水源への配慮など、地域の実情に応じた基準の設定により良好な環境を保全



シルバーウィークの設定－北海道・秋のゴールデンウィーク

【発想のポイント】

既存の祝日をずらすことにより、秋のゴールデンウィーク(シルバーウィーク)を設定し、道民の余暇の充実と道内観光の振興、地域イベントの活性化を図る。

【具体的な提案内容】

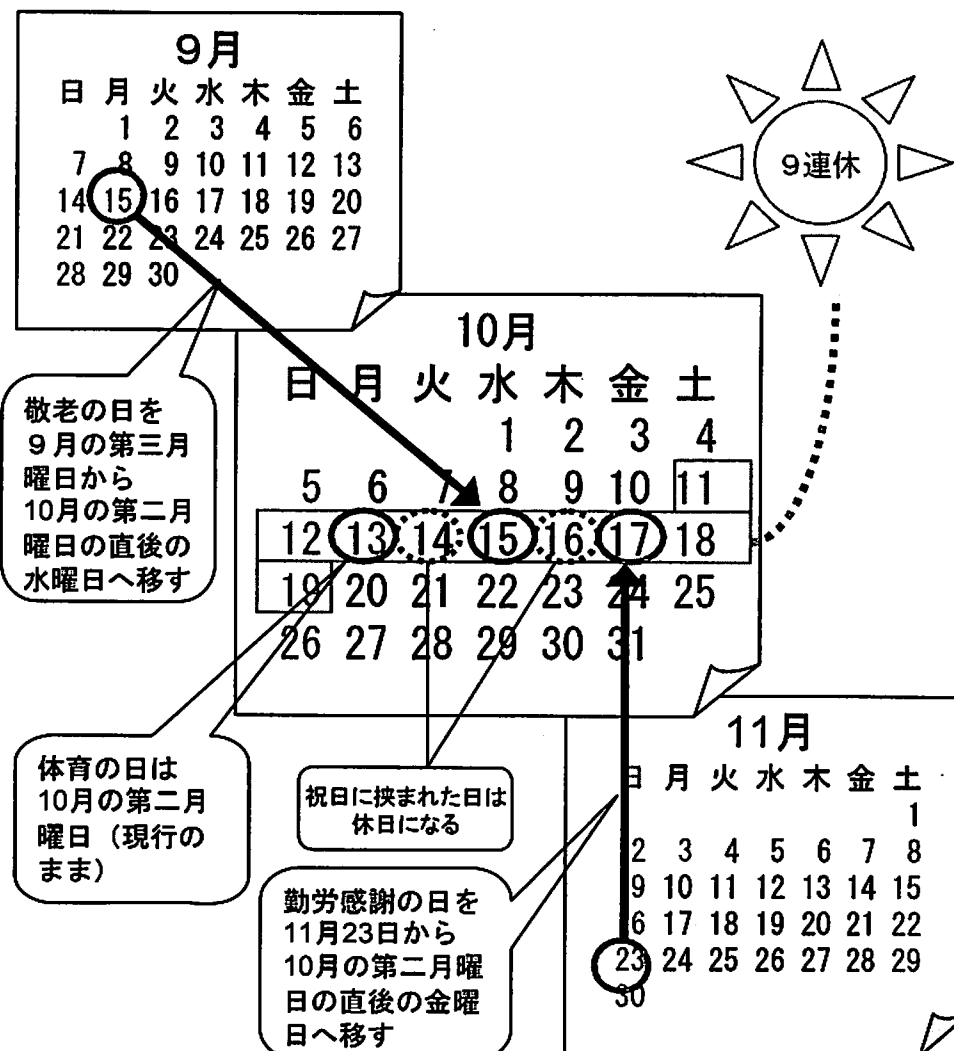
国民の祝日に関する法律（祝日法）第2条を改正し、北海道については、条例で別の日を定めることができるとする条項を加える。

これを受けて、道の条例により右図のとおり祝日を設定する。

【期待される効果】

時（とき）に着目して北海道と本州の違いを意識的に作り出すことにより、経済や生活に新たなイノベーションを起こす。

条例で祝日を独自に移す



※祝日法を制定する過程では、勤労感謝の日を10月17日とする案もあった。

広域中核市制度の創設

新規制度を創設し、
細目は条例に委ねる

【解決したい問題】

- 札幌への一極集中を是正するため、核となる都市を道内で育成することが必要。
- 道州制を展望すると、道から大幅な権限の移譲を受けることができる基礎自治体としての体制整備が必要。
- 今後の人口減少・高齢化を考えると、保健・医療・福祉について十分な権限を持ち、効果的に政策を展開できる基礎自治体であることが必要。



【発想のポイント】

- 地方自治法の政令市、中核市、特例市の制度は、人口集積により行財政能力が向上し、また、行政ニーズが多様化、高度化していることに着目したもの。
- 人口に着目するのではなく、政策圏域に着目した制度を新たに構想することが有用。
- このため、地方自治法に「広域中核市制度」を創設し、二次医療圏と区域が一致する市に、政令市と同等の権限を移譲。

【具体的な提案内容】

- 地方自治法に新たな条項(第252条の21の2以下)を設け、広域中核市を規定。
- 広域中核市には、政令市の規定(第252条の19)を準用し、権限を法定移譲し、財源は交付税措置。
- 広域中核市の基本的要件は、当該市の区域が医療法第30条の3第2項に規定する区域(第二次保健医療福祉圏)と一致すること。要件の細目は北海道の条例で規定。
- 広域中核市には、当該市の条例により区を置くことができる。区の制度設計は、当該市が条例で定める。

【期待される効果】

- 広域中核市は、広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に展開。(一例として二次医療圏内の病院の再編など)
- 支庁機能(市町村補完機能)は広域中核市に移行。
- 札幌一極集中構造が是正に向かう。

町内会事業法人制度の創設

新規制度を創設し、
細目は条例に委ねる

【解決したい問題】

- 人口減少と高齢化が進む地域のコミュニティを再生していくため、住民自らがコミュニティビジネスに取り組むことが期待される。

(例)

- ・ 公共交通機関がない地域における乗り合いタクシー事業
- ・ 一人暮らしの高齢者向けの食堂、弁当配達事業
- ・ 高齢者が地域の一次産品を活用して作る観光土産品製造・販売事業 など



【発想のポイント】

- 地域のコミュニティ組織としては町内会(町会、自治会等を含む)が様々な機能を果たしており、コミュニティビジネスの運営母体としても町内会が力を発揮できるようにすることが有益。
- 事業を効果的、安定的に展開するには、事業主体として各種の許認可を受け、不動産を取得し、雇用主となるための法人格を町内会が取得できるようにすることが有益。

【具体的な提案内容】

- 地方自治法に新たな条項(260条の3)を設け、北海道では、町内会がコミュニティビジネスの事業主体となるために法人格を取得できることとし、基準の細目は北海道の条例で定めることとする。

(なお、地方自治法第260条の2により、町内会は、市町村長の認可を受けて法人格を取得できるが、この条項は、集会所などの不動産を保有することを想定したもの)

【期待される効果】

- 住民が支え合う活動が活発になり、コミュニティが再生される。

『環境』に係る関連法令（抄）

【NO. 37】 森林管理の一元化

○ 農林水産省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十八号）

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

六十七 国有林野の管理経営に関すること。

○ 国有財産法（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

第五条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十六号）

第一条 この法律は、国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売払い等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。

2 国有林野の取得、維持、保存及び運用並びに処分についての国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の特例は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画（以下「管理経営基本計画」という。）を定めなければならない。

2 （略）

【NO. 38】 森林審議会の所掌事務拡充

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

【NO. 39】 道計画・市町村計画の統合

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2～11 （略）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2～4 （略）

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2～8 (略)

第十一条 森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2～4 (略)

【NO. 49】 農地転用許可等の権限移譲

○ 農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 (略)

2～4 (略)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～四 (略)

2～3 (略)

附 則

2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（地域整備法の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る同項の許可をしようとする場合

二～三 (略)

【NO. 50】 保安林に関する権限移譲

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、

重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四～十一 （略）

2～4 （略）

第二十六条 農林水産大臣は、保安林（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 （略）

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 一 第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの
- 二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のばた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

第三十三条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、保安林について、当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至ったとき、又は当該保安林に係る指定施業要件を変更してもその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至ったときは、当該指定施業要件を変更することができる。

2 （略）

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2～4 （略）

第四十三条 農林水産大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。

2 （略）

○ 森林法施行令（昭和二十六年七月三十一日政令第二百七十六号）

第三条の三 法第二十六条の二第四項第一号の政令で定める規模は、同条第一項の規定により解除をしようとする場合にあつては一ヘクタールとし、同条第二項の規定により解除をしようとする場合にあつては五ヘクタールとする。

【NO. 108】 バイオ燃料の普及促進

○ 揮発油税法（昭和三十二年四月六日法律第五十五号）

第一条 揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。

第二条 この法律において「揮発油」とは、温度十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

第六条 揮発油の製造場又は保税地域において、揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（その性状及び用途が揮発油に類するものに限る。以下この条において同じ。）としたときは、当該混和を製造とみなし、当該揮発油以外の物を揮発油とみなす。

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二万四千三百円とする。

【NO. 109】 バイオ軽油の非課税化

○ 地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

第七百条 道府県は、道路に関する費用に充てるため、及び道路法第七条第三項に規定する指定市（以下本節において「指定市」という。）に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、軽油引取税を課するものとする。

第七百条の二 軽油引取税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 軽油 温度十五度において〇・八〇一七をこえ、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をいい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

二～三（略）

2 軽油引取税が課される引取が行われる前に軽油に炭化水素油以外のものを混和した場合においては、その混和により生じたものを前項第一号の軽油とみなす。

【NO. 110】【NO. 30】 遊休農地を活用した燃料生産

○ 農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年五月二十八日法律第六十五号）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～五（略）

六 特定法人貸付事業に関する次に掲げる事項

イ 要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域

ロ 特定法人貸付事業の実施主体

ハ 設定される貸借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び貸借権の借賃の算定基準

ニ 特定法人と締結する協定に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

第二十七条の十三 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）は、第六条第二項第六号イの区域（市街化区域を除く。）において、当該区域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認めるときは、

当該区域内の農用地について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事業を行うものとする。

- 2 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を特定法人（実施主体が農地保有合理化法人である場合にあっては、特定法人及び同意市町村）と締結するものとする。
- 3 実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人に貸し付けられている農用地について、特定法人が前項の協定に違反した場合には、当該農用地の貸付契約を解除することができる。この場合において、実施主体が農地保有合理化法人であるときは、実施主体である農地保有合理化法人は、あらかじめ、同意市町村に協議しなければならない。

○ 揮発油税法（昭和三十二年四月六日法律第五十五号）

第一条 揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。

第二条 この法律において「揮発油」とは、温度十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

第六条 揮発油の製造場又は保税地域において、揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（その性状及び用途が揮発油に類するものに限る。以下この条において同じ。）としたときは、当該混和を製造とみなし、当該揮発油以外の物を揮発油とみなす。

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二万四千三百円とする。

○ 地方道路税法（昭和三十年七月三十日法律第百四号）

第一条 都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する。

第四条 地方道路税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とする。

【NO. 113】 一般処理施設の設置要件緩和

【NO. 114】 処理施設許可要件の条例委任

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5～6 （略）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 （略）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二～四 (略)

2～7 (略)

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 (略)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二～四 (略)

2～5 (略)

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）

第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

2 法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所（以下「水面埋立地」という。）にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）とする。

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は次のとおりとする。

二 汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの

三～十四 (略)

『観光』に係る関連法令（抄）

【NO. 53】 国際観光の振興

○ 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年十二月二十四日法律第二百七十九号）

第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、第十九条及び第二十条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

第十八条 旅館業を営んでいる者は、旅館ごとに、登録実施機関が行う登録を受けることができる。
2 （略）

○ 租税特別措置法（昭和三十三年三月三十一日法律第二十六号）

第四十二条の七 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、昭和六十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）で政令で定める規模のもの（以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業基盤強化設備の取得価額（第四号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一～三 （略）

四 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模法人（同項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人をいう。）を含む。）機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

五～七 （略）

2～13 （略）

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十三年三月三十一日政令第四十三号）

第二十七条の七

1～3 （略）

4 法第四十二条の七第一項第四号に規定する政令で定める事業は、物品賃貸業、旅館業、洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業、映画業、娯楽業、駐車場業、自動車整備業、情報サービス業及び広告業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）その他財務省令で定めるサービス業とし、同号に規定する政令で定める特定の事業は、特定旅館業（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第四条第二項の同意（同条第六項の変更の同意を含む。）を得た同条第一項に規定する外客来訪促進計画に定められた同項第二号に掲げる宿泊拠点地区の区域内において営まれる国際観光ホテル整備法第七条第一項に規定する登録ホテル業及び同法第十八条第二項に規定する登録旅館業をいう。次項において同じ。）とする。

5～21 （略）

【NO. 54】 カジノの整備

○ 刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）

第百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

第百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

【NO. 55】 民宿・ファームインの活性化

○ 酒税法（昭和二十八年二月二十八日法律第六号）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六 （略）

七 果実酒 六キロリットル

八～十七 （略）

3～6 （略）

○ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年十二月二十七日厚生省令第五十二号）
別表

一 （略）

二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準

（一） 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準

（1）～（4） （略）

（5） 処理は、牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては乳処理業の許可を受けた施設で、特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業の許可を受けた施設で、クリーム、発酵乳及び乳飲料にあつては乳製品製造業の許可を受けた施設で、それぞれ一貫して行うこと。

（二） 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

（1） 牛乳

1 成分規格 （略）

2 製造の方法の基準

保持式により摄氏六十三度で三十分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること。

3 保存の方法の基準 （略）

（以下略）

【NO. 56】 特定免税店制度

【NO. 69】 自由貿易地域指定

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 沖縄振興計画（第四条・第五条）

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光振興計画等（第六条—第九条）

第二款 観光の利便性の増進等（第十条—第十五条）

第三款 観光振興地域の施設の整備等（第十六条—第二十条）

第四款 環境保全型自然体験活動（第二十一条—第二十五条）

第五款 観光振興のための免税等（第二十六条・第二十七条）

第二節 情報通信産業の振興（第二十八条—第三十四条）

第三節 産業高度化地域（第三十五条—第四十条）

第四節 自由貿易地域等（第四十一条—第五十四条）

第五節 金融業務特別地区（第五十五条—第五十九条）

第六節 農林水産業の振興（第六十条—第六十二条）

第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保（第六十三条—第六十五条）

第八節 中小企業の振興（第六十六条—第七十二条）

第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例（第七十三条・第七十四条）

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条—第八十三条）

第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進（第八十四条—第八十八条）

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十九条—第九十四条）

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等（第九十五条—第九十七条）

第二節 大規模跡地の指定等（第九十八条—第一百二条）

第三節 大規模跡地給付金の支給等（第百三条・第百四条）

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第百五条—第百十条）

第九章 沖縄振興審議会（第百十一条・第百十二条）

第十章 雑則（第百十三条—第百十六条）

第十一章 罰則（第百十七条—第百二十条）

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

【NO. 58】 ビザ発給要件の緩和

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

第六条 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条の規定による再入国の許可を受けている者の旅券又は第六十一条の二の十二

の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

【NO. 63】 外国人材受入れの促進

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年（特定活動（別表第一の五の表の下欄二に係るものを除く。）の在留資格にあつては、五年）を超えることができない。

別表第一の二（抄）

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

別表第一の四（抄）

在留資格	本邦において行うことができる活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）

別表第一の五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について次のイから二までのいずれかに該当するものとして特に指定する活動 イ 本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら

	経営する活動 ロ 本邦の公私の機関（情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動 ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動
--	--

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年十月二十八日法務省令第五十四号）

第三条 法第二条の二第三項に規定する在留期間は、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

在留資格	在 留 期 間
外交	法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動（「外交活動」と称する。）を行う期間
公用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動（「公用活動」と称する。）を行う期間
教授	三年又は一年
芸術	三年又は一年
宗教	三年又は一年
報道	三年又は一年
投資・経営	三年又は一年
法律・会計業務	三年又は一年
医療	三年又は一年
研究	三年又は一年
教育	三年又は一年
技術	三年又は一年
人文知識・国際業務	三年又は一年
企業内転勤	三年又は一年
興行	一年、六月、三月又は十五日
技能	三年又は一年
文化活動	一年又は六月
短期滞在	九十日、三十日又は十五日
留学	二年又は一年
修学	一年又は六月
研修修学	一年又は六月
家族滞在	三年、二年、一年、六月又は三月
特定活動	一 法別表第一の五の表の下欄（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる活動を指定される者にあつては、五年 二 法別表第一の五の表の下欄（ハに係る部分に限る。）に掲げる活動を指定される者にあつては、五年、四年、三年、二年又は一年

	三 法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者にあつては、三年、一年又は六月
	四 一から三までに掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
永住者	無期限
日本人の配偶者等	三年又は一年
永住者の配偶者等	三年又は一年
定住者	一 法第七条第一項第二号の告示で定める地位を認められる者にあつては、三年又は一年
	二 一に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、三年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

【NO. 64】 自家用車による旅客共同送迎

○ 道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

○ 道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
中型自動車	中型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
大型特殊自動車	大型特殊第二種免許

2～6 （略）

【NO. 75】 空港の一括管理

○ 空港整備法（昭和三十一年四月二十日法律第八十号）

第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。

一 第一種空港 成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもの

二 第二種空港 主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

三 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

2 前項各号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにしなければならない。

第三条 第一種空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

2 前項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。

3 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第一項の規定による指定があつたときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。

第四条 第二種空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

2 国土交通大臣は、当該空港の管理上適切であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、申請により地方公共団体に第二種空港を管理させることができる。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

3 地方公共団体は、前項前段の申請をしようとするとき、又は同項後段の規定により意見を述べようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定により第二種空港を管理する地方公共団体は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定の適用については、飛行場の設置者とみなす。

第五条 第三種空港は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

2 前項の規定による協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による協議につき、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の申請によりあつせんすることができる。

第六条 国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2～3 （略）

第八条 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の五十五を、当該地方公共団体がその百分の四十五をそれぞれ負担する。

2 地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の同意をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

4 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋（以下「排水施設等」という。）の新設又は改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十五以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

第九条 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国及び当該地方公共団体がそれぞれその百分の五十を負担する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設等の新設又は改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

第十七条 国は、北海道の区域内の第二種空港又は第三種空港の設置又は管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第十一条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項、第九条第三項若しくは第十一条第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

○ 空港整備法施行令（昭和三十一年七月十日政令第二百三十二号）

第一条 空港整備法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の第一種空港は、別表第一のとおりとする。

2 法第二条第一項第二号の第二種空港は、別表第二のとおりとする。

3 法第二条第一項第三号の第三種空港は、別表第三のとおりとする。（※別表は略）

『地方自治』に係る関連法令（抄）

【NO. 123】 政令市等の法定要件緩和

○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 （略）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 （略）

○ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（昭和三十一年七月三十一日政令第二百五十四号）

地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市を次のとおり指定する。

大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市
仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市

○ 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年十二月八日政令第四百八号）

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市を次のとおり指定する。

宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 岡山市 熊本市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌山市
長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市 長野市 豊橋市 高松市 旭
川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市 川崎市 船橋市 相模原市 岡崎市 高槻市 東
大阪市 富山市 函館市 下関市 青森市

【NO. 130】 負担金制度の廃止

○ 地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号）

第十条の二 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- 二の二 地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事に要する経費
- 三 重要な都市計画事業に要する経費
- 四 公営住宅の建設に要する経費
- 五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費
- 六 土地改良及び開拓に要する経費

第十条の三 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- 五 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- 六 公営住宅の災害復旧に要する経費
- 七 学校の災害復旧に要する経費
- 八 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
- 九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

第十七条の二 国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（以下「地方公共団体の負担金」という。）を国に対して支出するものとする。

- 2 国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。
- 3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。

道 民 提 案 の 整 理 状 況

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの	特区提案によらずとも対応可能なもの				
									国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
A 地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増・地域枠導入	1	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	○					1007A,1061A,2006A,3063A
		地方勤務医確保	地域での臨床研修義務化	2	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1	○					2006A*,2015A
			潜在医師・外国人医師の招致	3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3	○					1002A,2006A*,3028A,3069A
		地方への派遣システム	医療機関のグループ化	11	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1				○		2006A*,3064A
			期間限定交代制の導入	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1	○					1043A,2006A*
			医師派遣の円滑化	5	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	○					2022A*,2026A*,2030A*
			道職員医師の民間病院派遣	6	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	○					3106A
		地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1	○					2006A*,3061A
		看護職員確保	看護学校の定員増・奨学金拡充	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3	○					2019A,2027A,2031A
			養成施設指定権限移譲等	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1	○					1008A
			外国人人材受入れの促進	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0	○					1033B*
		地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	12	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9	○				
	看護職員の配置基準緩和			13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5	○					2019A*,2021A,2023A,2024A,2027A*,2029A,2031A*,2033A
	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを整備する。	1	1					○	3019A
			医療チームの出自	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1					○	3020A
			通院費補助	16	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1	1					○	3021A
			バイタルチェックの常駐	17	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1	1			○			1044A
		施設の整備等	施設基準の緩和	18	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1	1			○			2011A

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの				
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他	
地域医療対策	その他	施設の整備等	小児科、産婦人科、歯科設置	19	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0					○	1043A*
			学校と病院の併設	20	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0			○			1047H*
			私立病院の空き病棟の有効活用	21	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1	1			○			1049A
		その他	医師確保対策の強化	22	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1	1			○			3035A
			救急車の出動理由の公表	23	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に問う。	1	1				○		1045A
			予防医療と家庭医制度の促進	24	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1	1				○		3092A
			課税の免除	25	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。	3	3	○					1010B,1014B,3055B
農林水産業の振興	農業の振興	農業生産力の向上	目標設定・体制整備	26	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4	4				○		3002B,3013B,3014B,3016B
			外国人人材受入れの促進	27	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	1				○		1033B
			教育機関整備・資格制度導入	28	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1				○		1016B
			新規就農者の認定緩和	29	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1	1				○		4009B
			遊休地の活用	30	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4	○					1017B,3037B,3066B,3078B
		施設の整備	ふゆみずたんぼ	31	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1	1				○		3065B
			雪氷冷熱倉庫の建設促進	32	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	1				○		1015B
		その他	自家用貨物自動車の車検延長	33	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	○					1086B
			農業、漁業への公的保証	34	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	1				○		3068B
			オーガニック認定制度の制定	35	農産物や食肉、乳製品など、厳しい条件をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1			○			3104B
			JAS法の監督指示権限	36	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	○					3108B,4014B
			林業の振興	資源の有効活用	森林管理の一元化	37	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	1	○			

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号	
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの					
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他		
B 農 林 水 産 業 の 振 興	林業の 振興	地域森林計画	森林審議会の所 管	38	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づく りへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	○					4016B	
			道計画・市町村 計画の統合	39	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一 体で森林マスタープランを策定する。	1	1	○					4017B	
	水産業 の振興	水産業の安定化	操業調整の期間 短縮	40	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可 を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1		○				2013B	
			養殖水産物の密 漁取締	41	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取 締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1			○			1011B	
			養殖・栽培技術 の向上	42	流水、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安 心して仕事できる環境を整備する。	1	1				○		3017B	
			外国人人材受入 れの促進	43	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材 の受け入れ規制を緩和する。	1	0				○		1033B*	
			農業、漁業への 公的保証	44	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても 信用保証協会の公的保証を認める。	1	0				○		3068B*	
			加工業などの振 興	外国漁船の水揚 げ規制緩和	45	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚 げできるようにする。	1	1		○				3067B
				雪氷冷熱倉庫の 建設促進	46	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建 設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	0				○		1015B*
C 土 地 利 用 規 制	土地利用一般	土地の有効活用	用途制限の緩和	47	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化 調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2	○					3005C,3010C	
			未使用国有地・ 道有地の活用	48	未使用の国有地・道有地の有効活用を図る。	1	1				○		3025C	
		地方裁量範囲の 拡大	農地転用許可等 の権限移譲	49	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権 限とする。	4	4	○					2008C,2010C,2034C,3041C	
			保安林に関する 権限移譲	50	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定 及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	○					2009C,4008C,4018C	
			国の関与の縮小	51	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に 関する国の関与を縮小する。	2	2	○					2004C,2007C	
	農地	耕作放棄地の解 消	農地取得下限面 積の引き下げ	52	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0			○			3041C*	
	D 経 済 振 興 対 策	観光振 興	観光客誘致	国際観光の振興	53	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光 振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	○					3038D
カジノの振興				54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の 拡大を図る。	4	3	○					3047D,3050D,3071D,3074Z*	
民宿・ファームイ ンの活性化				55	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法 や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2	○					3060D,3062D	
特定免税店制度				56	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	○					1022D,3077D	

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの				
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他	
D 経済振興 対策	観光振興	観光客誘致	CIQ業務の一部移管	57	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1		○				1029D
			ビザ発給要件の緩和	58	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2	○					1030D,1034D
			中国元両替所の増設	59	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1			○			1035D
			道路標識の統一	60	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1				○		1041D
			国際免許規定の変更	61	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1					○	1057D
			長期滞在型可能地域	62	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0				○		3071D*
	観光業振興		外国人人材受入れの促進	63	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	○					1031D,1033B*
			自家用車による旅客共同送迎	64	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1	○					1036D
			有料顧客送迎に係る権限移譲	65	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1	○					4006D
	その他	金融市場の活性化	金融自由化	66	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2	○					3048D,3049D
			新総合金融市場の創設	67	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1	○					3070D
		物流・人材移動の活性化	陸上・海上・航空運賃の低減	68	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1					○	1003D,3029H*
			自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2	○					1024D,2012D
			地方港のセーフティネット	70	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1					○	1023D
			高速道路の最高速度	71	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1			○			1072D
			トラックコンテナの国際基準化	72	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	○					1075D
			稚内の一部をロシアにレンタル	73	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1		○				3101D
			新千歳空港の貨物受け入れ	74	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1				○		1074D
		空港の活性化	空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2	○					3075D,3107D

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号	
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの					
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他		
D 経済振興対策	その他	地場産業育成	酒造免許付与権限の移譲	76	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2	○					1080D,2014D	
			加工場の建設	77	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1					○	3015D	
			コメ粉のPR	78	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1						○	3018D
			食品の機能成分表示制度	79	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1	○						1019D
		自営業者の経営安定化	自家用貨物自動車の車検延長	80	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	○						3009D
			大型店と商店街の共存共栄	81	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1						○	3046D
		企業等誘致	リサーチ&ビジネスパーク	82	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2					○		1020D,1026D
			ものづくり産業	83	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1				○			1021D
			産学官連携研究施設	84	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1					○		1037D
			他の道州との差別化	85	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人材を誘致する。	1	1					○		3098D
			企業の研究所の誘致促進	86	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1					○		3102D
			IT産業振興	中国人短期滞在ビザ免除	87	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1	○					
			最適資源配分	88	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1					○		1039D
		タクシー	法定3カ月点検の撤廃	89	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1	○						1078D
			需給調整	90	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1	○						1079D
			Park&Rideの推進	91	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0					○		3095H*
		その他	時差の導入	92	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1	○						3048D*,3049D*,3073D
			サマータイムの導入	93	サマータイムの本格実施を行う。	2	2	○						1038D,3045D
			自動車等の潜在需要掘り起こし	94	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2	○						3053D,3079D

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの				
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	そ 他	
D 経済振興対策	その他	その他	バイオ関連研究施設の機能発揮	95	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1				○		1025D
			不動産短期賃貸借契約の簡便化	96	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1	○					1040D
			不動産仲介報酬基準の見直し	97	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1			○			1077D
			理容師・美容師の垣根撤廃	98	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1	○					1081D
			減価償却年数の自由設定	99	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1					○	1082D
			法人の経営安定基金認可	100	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1					○	1085D
E 雇用対策	雇用対策	労働環境の整備	労働環境の整備	101	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3			○	○		1013E,3011E,3022E
		雇用・就業機会の確保	在宅就労紹介センター設置	102	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1					○	3012E
			耕作放棄地の活用	103	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	0				○		3065B*,3066B*
			高年齢層人材の活用	104	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。	1	1			○			3097D
			国庫補助基準の緩和	105	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1					○	4015E
			F 環境保全	環境保全	自然環境保全	エゾシカ被害の防止	106	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1			○
狩猟者の育成	107	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。				1	1			○			1005F
バイオ燃料	バイオ燃料の普及促進	108		バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1	○					1018F	
	バイオ軽油の非課税化	109		環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1	○					1083F	
	遊休農地を活用した燃料生産	110		遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0	○					1017B*,3037B*,3066B*,3078B*	
廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	111		リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	1			○			1056F	
	産廃事業所限定の弾力的運用	112		事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	1			○			4010F	
	一廃処理施設の設置要件緩和	113		要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	○					4011F	

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの	特区提案によらずとも対応可能なもの				
									国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
F 環境保全	環境保全	廃棄物・リサイクル	処理施設許可要件の条例委任	114	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	1	○					4012F
		環境保全	地球温暖化対策	115	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	1					○	3003F
			自家発電の高度利用	116	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	1					○	1065F
			環境税の創設	117	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	2					○	1067F,3087F
			水道水のおいしい街選考	118	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組を拡大する。	1	1					○	1073F
			北海道エコライフ宣言	119	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	1	1					○	3072F
			国より厳しいCO2削減目標	120	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より厳しいCO2削減目標の設定。	1	1					○	3100F
G 子育て	子育て支援	育児短時間勤務制度の拡大	121	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	1			○			1012G	
		男性の子育て参加支援	122	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	1			○			3001G	
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	政令市等の法定要件緩和	123	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2	○					1009H,1042H
			道から市町村への権限移譲	124	道の事務・権限移譲リストの第3区分(法改正を要する500権限)について国から道へ権限移譲する。	1	1	○					2017H
			2重、3重行政の解消	125	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1	○					3006H
			市町村合併	126	札幌市〇〇区とするような特別立法を作る。	1	1			○			3026H
			役割明確化と基礎自治体育成	127	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0					○	3083H*
			市町村議会に対する規制縮小	128	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1					○	4001H
			市町村議会選挙の規制縮小	129	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1					○	4002H
		役割分担の明確化	負担金制度の廃止	130	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	○					3058H
			2重、3重行政の解消	131	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	○					3006H*
			役割明確化と基礎自治体育成	132	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1					○	3083H

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの				
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他	
H 地域振興 対策	地方自治の強化	住民自治の強化	住民投票	133	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1				○		3024H
			住民による条例 提案・決定	134	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1		○	○			3033H
			地方政治に関する市民大学	135	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。 修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1					○	3082H
			投票権行使者への税控除	136	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1					○	3086H
		自治体財政・会計の改善	独自課税制度	137	独自の課税制度を設ける。	1	1			○			3008H
			複式簿記導入	138	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1					○	3040H
			歳出科目の一部廃止	139	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1			○			3059H
			第3セクターの破綻制度	140	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	1					○	1084H
			年度をまたぐ工事発注	141	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1	1			○			4003H
			超長期無利子市町村債	142	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1	1					○	4004H
			自動車車検時納税制度	143	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1	1					○	4013H
		市民活動・ボランティア活動の活性化	領域拡大	144	市民活動等の対象となりうる行政業務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1				○		3084H
			活動従事時間貯蓄制度	145	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	1				○		3085H
		その他	地域の実態に即した基準設定	146	教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1	1					○	3039H
			道職員の意識改革	147	道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1	1					○	3023H
			道と国との連絡体制の強化	148	地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1	1			○			3034H
			施設の有効活用	149	水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1	1					○	3027H
			ふるさと納税システム	150	住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1	1					○	1063H
			基礎自治体連結会計の導入	151	北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する。	1	1			○			3090H

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの				
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他	
H 地域振興 対策	地方自治の強化	その他	行政サービス品質管理制度	152	すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1	1			○			3091H
			電子政府の充実化	153	紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1	1				○		3096H
			道立美術館の地方独法化	154	道立美術館の運営に関して、地方独法化という選択肢が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1	1					○	4007H
	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	155	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	1		○				3042H
			除排雪車の課税免除	156	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1	1					○	3056H
			コミュニティFMの出力	157	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1		○				1051H
			道路除雪の一元管理	158	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	1					○	1052H
			プロパン供給の見直し	159	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	1			○			1069H
			公共建築物の耐震改修	160	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	1					○	2035H
			離島振興	特有の負担解消	課税の免除	161	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2	○			
		特殊性への対応	基準の緩和	162	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	2					○	2003H,2005H
	地域活性化	道民に対する優遇措置	減税措置	163	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	6					○	1001H,1070H,1071H,3030H,3031H,3032H
			農地法の規制緩和	164	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	1			○			2016H
			自家用車の車検延長	165	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1	○					1068H
			その他	166	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4	1					○	3029H,3030H*,3031H*,3032H
		施設の整備・活用	余裕教室・廃校施設	167	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	2					○	1006H,1055H
			自転車専用レーン	168	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	1			○			3051H
			高速道路	169	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1			○			3054H
			学校と病院の併設	170	学校と病院を同一建物で併設する。	1	1			○			1047H

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの				
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他	
H 地域振興対策	地域活性化	施設の整備・活用 独自基準の設定	有料サーキット	171	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	1				○		3080H
			住宅に関する建築基準法	172	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1					○	3052H
			既存不適格建築物の活用	173	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	1					○	4005H
			水道法	174	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1	○					3057H
			その他	175	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1	1					○	3007H
		その他	都市再生緊急整備地域の指定	176	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1					○	3043H
			中心市街地活性化法の指定	177	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	1			○			3044H
			軽微な交通違反の特例措置	178	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	1					○	1046H
			旅館業法適用除外措置	179	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	1			○			1076H
			コミュニティーFMの出力	180	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200wまでとする。	2	1		○				1051H*、3081H
			対外輸入関税・国内移入関税	181	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1	1					○	3088H
			生活様式の多様化の促進	182	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	1					○	3089H
			一極集中都市化の解消	183	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1				○		3094H
			Park&Rideの推進	184	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	1					○	3095H
I 教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	185	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1	1						1027I
			学校と病院の併設	186	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0						1047A*
			教育の見直し	187	地域が将来めざす方向に教育内容もそうすることができる特例措置を設ける。	2	1						1027I*、1053I
			青春時間	188	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1						1087I
		大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	189	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	1					○	1028I

大分類	中分類	小分類	細分類	番号	概 要	提案数		事務局整理					関連提案番号	
								特区提案 として検 討すべき もの	特区提案によらずとも 対応可能なもの					
									国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その 他		
I 教育・ 学校	教育・ 学校	大学	アジア学生受入 制度の創設	190	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの 学生を無償で受け入れる。	1	1				○		3103I	
		給食	給食に道内食材 を利用	191	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	1					○	1058I	
			給食費未納対策	192	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与 徴収方式の導入などを行う。	2	2			○			1059I,1060I	
J 福祉	福祉	福祉	孤児施設の一元 化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれてい る孤児施設の一元化を行う。	1	1			○			1064J	
			寄付金の損金処 理制度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支 える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1	○					1066J	
			介護福祉費の適 正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、 保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1					○	3093J	
			カジノを取り入れ た老人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高 齢者テーマパークを作る。	1	1					○	3074J	
			外国人人材受入 れの促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても 介護職員となれるようにする。	1	0					○	1033B*	
			福祉有償運送の 規制緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町 村)にあることを要するという規制の緩和。	1	1	○					3099J	
			介護サービス事 業所等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることが できるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1	○					3105J	
			介護サービス指 定基準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介 護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1					○	4019J	
Z その 他	その他	その他	ガソリン税	201	ガソリン税(道路税)は、道内にはあまり使用していない。	1	1					○	1048Z	
			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	1	1			○				1050Z
			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1					○		1054Z
			少年犯罪法の見 直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1			○				1062Z
15	24	56	204			288	248							